

諫早市監査委員告示第14号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年11月16日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和4年度(前期)定期監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R4	前期 定期	総務部	職員課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市会計規則第42条第1項によると、資金前渡担当者は、前渡資金について、支払が完了したとき、若しくは保管事由がなくなったとき又は当該年度の出納閉鎖期日において、前渡資金に使用残額があるときは、直ちに資金前渡精算報告書を作成し、前条の規定により徴した領収証書又は支払を証明する書類を添えて当該前渡資金に係る支出命令権者に提出しなければならないと規定されているが、支払が完了した後、一月以上精算処理が行われていない事例が見受けられた。</p> <p>については、精算事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年5月27日	<p>令和3年度決算の確認中、当該指摘にかかる前途資金が未精算であったことを確認したため、ただちに精算処理を行った。</p> <p>今後は、規則に基づき適正に精算処理を行うよう所属職員に徹底した。</p>
R4	前期 定期	総務部	情報システム課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市会計規則第14条第1項によると、収入命令権者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に納入通知書を送達しなければならないと規定されているが、賃借料等に係る納入通知書の送達が遅延しており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年4月1日	<p>調定後、直ちに納入通知書を送達した。</p> <p>納入通知書とは別に業務完了後、納付書を速やかに送付する。</p> <p>・指摘事項及び改善措置について、課内会議で情報を共有し、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>・4月1日に現年度納入通知書と、前年度納付書を併せて送達する手続きに見直した。</p>
R4	前期 定期	企画財務部	財政課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第14条第1項によると、収入命令権者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に納入通知書を送達しなければならないと規定されているが、電算機使用料(上下水道局分)に係る納入通知書の送達が遅延している事例が見受けられた。</p> <p>については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年4月1日	<p>令和4年度以降の協定書について、協定締結日(調定日)に納入通知書を送達することとした。</p> <p>納入通知書の送達について、課内会議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p>
R4	前期 定期	企画財務部	納税課	<p>【指導事項】</p> <p>調定事務に関し、次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、収納支援システムに係る負担金の調定が任意の日で行われている事例。</p> <p>② 諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、県民税徴収取扱委託金の調定が任意の日で行われている事例。</p> <p>については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年8月3日	<p>今後は通知日、交付通知受付日を調定日とすることを徹底した。</p> <p>収納調定事務の取扱いについては、関係書類に基づき、諫早市会計規則を順守し適正な事務処理の徹底について課内職員へ周知した。</p>

令和4年度(前期)定期監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R4	前期 定期	企画財務部	納税課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第14条第2項によると納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものとする規定されているが、収納支援システムに係る負担金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日に設定されている事例が見受けられた。</p> <p>については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年8月3日	<p>納入通知書の納期限については、調定の日から20日以内の日付を設定することを徹底した。</p> <p>納入通知書に記載する納期限については、諫早市会計規則に基づき、適正な事務処理の徹底について課内職員へ周知した。</p>
R4	前期 定期	こども福祉部	保護課	<p>【指導事項】</p> <p>調定事務に関し、次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、中国残留邦人生活支援事業費委託金の調定が任意の日で行われている事例。</p> <p>② 諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、補助金等の調定が任意の日で行われている事例。</p> <p>については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年8月18日	<p>調定事務については、諫早市会計規則に基づき適正に処理を行うように課内周知を行った。</p> <p>例規等に従い適正に処理を行うよう、課内周知を行った。</p>
R4	前期 定期	多良見支所	産業建設課	<p>【指摘事項】</p> <p>徴収事務に関し、次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあつては、当該占用の開始前に全額を徴収すると規定されているが、納入期限が占用開始後の任意の日に設定されており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例。</p> <p>② 諫早市緑化公園条例施行規則第12条第2項によると、使用料の減免を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならないと規定されているが、公園施設使用料減免申請書が提出されておらず、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例。</p> <p>③ 諫早市緑化公園条例施行規則第12条第1項において使用料の減免の区分及び額が規定されているが、なごみの里運動公園使用料の減免について適用する条項を誤っている事例。</p> <p>については、道路占用料等の徴収事務について、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年8月22日	<p>①～③道路占用料等について、課内協議を行い、諫早市道路占用料条例等に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>①納付書作成時に2名以上でチェックするようにした。</p> <p>②申請書に減免申請書の提出欄を設け、チェックできるようにした。</p> <p>③減免区分について再度周知し、区分の確認を徹底するよう指導した。</p>

令和4年度(前期)定期監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R4	前期 定期	多良見支所	産業建設課	<p>【指摘事項】</p> <p>長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1年以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延しており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年8月22日	<p>屋外広告物の更新申請について、課内協議を行い、長崎県屋外広告物条例に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>従来、期間満了日の前月初めに送付していた更新案内を、期間満了日の前々月初めに送付することとした。</p>
R4	前期 定期	多良見支所	産業建設課	<p>【指導事項】</p> <p>徴収事務に関し、次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市漁港管理条例第20条第1項によると、利用者は利用料等を市長が指定する日までに納付しなければならないと規定されているが、喜々津漁港施設占用料が市長が指定する日(納入期限)までに納入されていない事例。</p> <p>② 諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年を超える場合にあっては、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収すると規定されているが、4月30日までに徴収されていない事例。</p> <p>③ 諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、舟津公園占用料の納入期限が使用後の任意の日に設定されている事例。</p> <p>については、漁港施設占用料等の徴収事務について、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年8月22日	<p>①、②漁港施設占用料等について、課内協議を行い、申請者に対して期限までの納付を促すよう周知徹底を図った。</p> <p>③行政財産の使用料について、課内協議を行い、諫早市行政財産の使用料徴収条例に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>①、②納入期限前に確認の電話をすることとした。</p> <p>③決裁時に公園一覧を添付し、公園の種類についてチェックできるようにした。</p>
R4	前期 定期	多良見支所	産業建設課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市物品会計規則第14条によると、備品管理記録票に記載すべき物品の価格は取得価格又は見積価格と規定されているが、備品管理記録票の単価及び取得価格又は見積価格が記載されておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、物品の管理について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年8月22日	<p>指摘後、取得価格を記載した。備品管理記録票作成時に記載漏れが無いよう、2名以上でチェックすることとした。</p>

令和4年度(前期)定期監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R4	前期 定期	森山支所	産業建設課	<p>【指摘事項】</p> <p>長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1月以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延しており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年8月3日	<p>長崎県屋外広告物条例施行規則第5条に基づき、許可の更新をする場合、許可期間が1月以上3年以内の時は、その期間の満了の1月前、その他の場合は10日前までに更新許可申請書を提出していただくよう適正な事務処理の周知徹底を行った。</p> <p>許可期間満了日前の1月前までに申請するように3月前までに通知を行い、また1月前が近づいても(1週間程度前)申請がなかった場合は、期間内に申請するように電話催告により指導を行う。</p>